

あいち技能五輪・アビリンピック 2025 来場・見学支援事業委託業務 仕様書

1 目的

2025年10月にあいち技能五輪・アビリンピック2025(以下「大会」という。)を愛知県等の共催により愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)を主要会場として開催するにあたり、来場者の誘導や受入体制を整備することで、来場者が安全かつ効率的に大会を見学できる環境を整える。

また、会場内での競技解説ガイドの実施等により子どもたちの見学を支援するとともに、大会見学バスの運行や競技解説ツアーの実施によりファミリー層や小中高生に大会見学の機会を提供するなど、大会見学をきっかけに次代のモノづくり愛知を支える子どもたちの技能への興味・関心を高める。

2 委託業務名

あいち技能五輪・アビリンピック 2025 来場・見学支援事業委託業務

3 委託業務の内容

(1) 運営事務局の設置、運営

ア 実施内容

- ・本事業全体を統括する運営事務局を設置すること。また、運営事務局には、事業に精通した責任者及び必要な人員を配置し、適正かつ確実な業務体制を整えること。
- ・事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡、調整を行うこと。
- ・本事業を実施するにあたり、国等の共催者、施設管理者、学校等の関係者、県が別途委託する「技能五輪全国大会・全国アビリンピック大会広報・関連イベント開催事業」、「あいち技能五輪・アビリンピック 2025 式典等会場設営・運営委託業務」の受託者等と必要な調整を行うこと。

(2) 大会来場者の誘導及び受入体制の整備

ア 目的

大会来場者が安全かつ効率的に大会を見学できるよう、誘導や受入体制の整備を行う。

イ 実施内容

(ア) インフォメーション、案内サイン等の設置

- ・以下の設置に必要な資機材を手配の上、設置すること。
- ・大会終了後は速やかに撤去・処分を行うこと。
- ・詳細な仕様や、具体的な設置場所等については共催者等関係者と調整を行うこと。
また設置に当たっては、必要に応じて申請・届出を設置場所管理者等関係機関に行うこと。
- ・各種サインの設置に当たっては、原則、大会イメージキャラクター「アイチータ」をデザインに使用すること。

a インフォメーション

- ・愛知県国際展示場内に大会の総合インフォメーション及びサブインフォメーションを設置すること。
- ・総合インフォメーションは、車椅子利用者に配慮した設計とし、視覚障害者に向けた音声案内等を設置すること。

b 会場内サイン

愛知県国際展示場内に来場者を効率的に案内及び誘導できるサインを設置すること。なお、設置するサインについては、以下を想定している。

- (a) 大会タイトルサイン（会場出入口、2カ所）
- (b) 大会見学バス、競技解説ツアー誘導サイン
- (c) その他小型サイン（救護室、トイレ、喫煙所等施設設備案内用、適当数）

c 会場外サイン

(a) 愛知県国際展示場

最寄り駅（中部国際空港駅）から愛知県国際展示場までの通路において、大会期間中、来場者を効率的に案内及び誘導するためのサインの設置及び装飾を行うこと。

(b) 各県内競技会場（愛知県国際展示場を除く、全5会場を想定。）

- ・各競技会場に来場者を案内及び誘導するためのサインを設置すること。なお、県からは、のぼり旗と設置に必要な土台、ポールの提供が可能。
- ・参考となる前年度大会の県内競技会場の実績については、以下のとおり。ただし、県内競技会場数が異なるため、留意すること。

(https://www.javada.or.jp/jigyou/gino/zenkoku/n_62/access.html)

(イ) 救護所の設置（全6会場）

- ・愛知県内の各競技会場において、救護所を設置し、救急セット、簡易ベッド等必要な備品を手配すること。
- ・救護所には、看護師を常駐させ、急病人や負傷者が発生した際の応急処置や近隣の医療機関へ搬送の手配等を行うこと。愛知県国際展示場は、多くの来場が想定される時間帯には、複数の看護師を常駐させること。
- ・看護師は、大会の開閉会式及び競技実施日に配置するものとし、配置日数（延べ）の想定は以下のとおり。

【愛知県国際展示場：5日、その他5会場計：16日】

- ・適正な配置人数及び時間の検討に当たっては、前年度大会の競技日程も参考にすること。

(https://www.javada.or.jp/jigyou/gino/zenkoku/n_62/00_62_kyoubi_nittei_20241008.pdf)

- ・救護所は、大会終了後は速やかに撤去・処分を行うこと。
- ・詳細な仕様や具体的な設置場所等については、共催者等関係者と調整を行うこと。
- ・設置に際し、必要に応じて各種申請・届出を関係機関に行うこと。

(ウ) 警備及び駐車場の運営

- ・大会期間中、愛知県国際展示場内の駐車場やその周辺において、車両や来場者の交通誘導を行う警備員及び誘導要員を配置すること。なお、配置期間は以下のとおり。

【2025年10月16日（木）～2025年10月20日（月）、計5日間】

- ・配置する人員及び配置箇所は、安全かつ交通誘導に支障がないように充当すること。
- ・バスの誘導に当たっては、案内及び誘導用の看板等の設置や、駐車許可証を作成、発行するなど、適切な運営管理を行うこと。なお、看板等は、大会終了後、速やかに撤去、処分を行うこと。
- ・駐車場の運営に当たっては、管理者等関係機関と調整し、必要に応じて、申請、届出を行うこと。
- ・警備及び駐車場の運営を共催者と連携し、一体的に実施する場合は、管理計画を調整した上で、経費を明確に区分すること。
- ・警備及び駐車場の運営が競技会場の設営、工具運搬、選手輸送、視察用車両等の進入を妨げないよう、共催者と事前に調整すること。
- ・バス用駐車場は、別途、県が借用することとする。なお、借用地及び借用日数の想定は、以下のとおり。

【愛知県国際展示場内 多目的利用地A：16,500 m²、2日間】

【愛知県国際展示場内 多目的利用地B：1,839 m²、5日間】

- ・適正な配置人数及び時間の検討に当たっては、前年度大会の競技日程も参考にすること。

(https://www.javada.or.jp/jigyou/gino/zenkoku/n_62/00_62_kyoutei_nittei_20241008.pdf)

(エ) 案内職員用ユニフォームの作成

大会期間中に、案内業務等を実施する県職員（50人程度を想定。）が着用するユニフォームを作成すること。

(オ) 大会見学リーフレットの作成

愛知県国際展示場の来場者が効率的に大会を見学できるよう、競技会場のマップ、競技スケジュール等を記載したリーフレットを作成すること。

a 仕様

- ・A4版、フルカラー、4ページ程度（表裏表紙含む）

b 部数

- ・9,000部程度

c その他

リーフレットを会場に事前送付する場合は、施設管理者や共催者と調整の上、現地での受け取りや管理を行うこと。また、団体見学者等からの希望があった場合は、事前に必要部数を送付するなど、柔軟に対応すること。

(3) 競技解説プログラムの実施

ア 目的

職業系高校、特別支援学校（高等部）の生徒や、競技、技能に精通した技能士等の専門家による競技解説ガイドを会場内に配置し、競技解説ツアーを実施することで子どもたちの競技への理解を深め、技能への興味・関心を高める。また、子ども向けの見学ガイドブックを作成し、広い会場内で子どもたちがスムーズに大会を見学できる環境を整える。

イ 日程

2025年10月18日（土）、19日（日）

ウ 場所

愛知県国際展示場（常滑市セントレア5丁目10番1号）

エ 実施内容

（ア）学生競技解説ガイドの実施

a 企画

- ・職業系高校、特別支援学校（高等部）の生徒が小中学生等に対し、大会の競技内容を分かりやすく解説する学生競技解説ガイド（以下「学生ガイド」という。）を企画・運営すること。
- ・学生ガイドを実施する競技数は15競技程度を想定しているが、愛知県国際展示場で実施する競技が確定後、県と調整し、決定する。なお、学生ガイドの参加校や生徒は、県が募集し、受託者にリストを提供する。

b 事前研修

- ・ガイド役となる生徒が競技を解説するに当たっての知識や方法を習得するため、事前研修を企画・実施すること。なお、生徒への指導は、大会や競技に精通した企業等が行い、県が企業等に依頼、調整の上、受託者にリストを提供する。
- ・研修で配布する資料等の作成、必要機材等の準備を行うこと。

c 活動準備

- ・学生ガイドに関するマニュアルを作成し、参加校に配布、説明すること。
- ・問合せ対応など、参加校との連絡調整等を行うこと。
- ・参加校での競技解説用ツール等の作成を支援し、大会当日の実施内容に合わせて、モニター、パソコン、体験用材料等の必要な資機材を手配すること。モニター等を使用する場合は、必要な電源等を確保すること。
- ・大会当日に必要な機材等（ユニフォーム、ポータブルマイク等）やガイド場所に設置する案内看板、机・いす等を手配し、ガイド終了後は撤去すること。なお、ガイド場所やガイド場所への看板等の設置、撤去は、共催者等関係者と調整の上、実施すること。特にガイド場所は、大会当日の来場者の動線を想定した上、適切な場所を検討すること。
- ・ガイドは各競技エリア付近で実施することから、競技運営に支障をきたすことがないように、音量等に配慮の上、対策を講じること。
- ・学生ガイドで使用する資機材等を参加校から愛知県国際展示場へ事前発送する場合は、現地での受け取りや管理を行うこと。

d 見学者とのマッチング

- ・県がとりまとめる市町村や学校等からの団体見学者及び（ウ）の競技解説ツアー参加者（以下「団体見学者等」という。）と、学生ガイドとのマッチングを県と調整の上、実施すること。
- ・学生ガイドの活動シフト表を作成し、参加校に配布するとともに、団体見学者等の属性等必要な情報を適宜提供すること。

e 大会当日の運営・全体管理

- ・大会当日に学生ガイドの支援、実施状況の把握など全体管理を行うこと。
- ・学生ガイド用の控え室、昼食用弁当（引率教員分も含む）を用意すること。なお、控え室は、愛知県国際展示場内の会議室を予定しており、県が借用する。

f その他

- ・学生ガイドの実施に係る交通費（引率教員分も含む）、ガイド用材料費、企業等への謝金を支払うこと。また、ガイド役となる生徒が企業等の訓練会の見学を希望した際は、県と調整の上、見学にかかる交通費（引率教員分も含む）を支払うこと。
- ・学生ガイド全員に傷害保険の加入手続きを行うとともに、事故等が発生した場合に適切な対応を行うこと。
- ・学生ガイド及び引率教員に対してアンケートを実施すること。質問項目及び方法は県と調整すること。実施したアンケートは、集計を行うこと。
- ・事前研修や大会当日の記録用写真を撮影すること。

(イ) 専門家ガイドの実施

a 企画

- ・競技や技能に精通した技能士等が大会見学者に対し、技能五輪・アビリンピックの競技内容を解説し、理解を深める専門家ガイドを企画・運営すること。
- ・専門家ガイドを実施する競技数は、25 競技程度を想定しているが、愛知県国際展示場で実施する競技の確定後、県と調整し、決定する。また、実施する競技は、原則学生ガイドと重複しないこと。

b 活動準備

- ・専門家ガイドに関するマニュアルを作成し、事前に専門家ガイドに配布、説明すること。
- ・大会当日に必要な機材等（ユニフォーム、ポータブルマイク等）やガイド場所に設置する案内看板、机・いす等を手配し、ガイド終了後は撤去すること。なお、ガイド場所やガイド場所への看板等の設置、撤去は、共催者等関係者と調整の上、実施すること。特にガイド場所は、大会当日の来場者の動線を想定した上、適切な場所を検討すること。
- ・ガイドは各競技エリア付近で実施予定であることから、競技運営に支障がないよう、音量等に配慮の上、対策を講じること。

c 見学者とのマッチング

- ・団体見学者等と専門家ガイドとのマッチングを県と調整の上、実施すること。ただし、マッチングは学生ガイドを優先して実施すること。
- ・専門家ガイドの活動シフト表を作成し、配布するとともに、団体見学者等の属性等必要な情報を適宜提供すること。
- ・団体見学者等とのマッチング後、状況に応じて他の見学者へのガイドが実施できるよう調整すること。

d 大会当日の運営・全体管理

- ・大会当日に専門家ガイドの支援、実施状況の把握など全体管理を行うこと。

- ・専門家ガイド用の控え室、昼食用弁当、必要に応じて駐車場を手配すること。なお、控え室は、愛知県国際展示場内の会議室を予定しており、県が借用する。

e その他

- ・専門家ガイドへ謝金、交通費等活動にかかる費用を支払うこと。
- ・アビリンピックの専門家ガイドは、介助者も考慮の上、必要に応じて機材や活動にかかる費用等の対応を行うこと。
- ・専門家ガイド全員に傷害保険の加入手続きを行うとともに、事故等が発生した場合に適切な対応を行うこと。
- ・大会当日の記録用写真を撮影すること。

(ウ) 競技解説ツアーの実施

a 企画

- ・ファミリー層や小中学生を対象に、愛知県国際展示場内での競技解説ガイドツアーを企画・運営すること。
- ・団体見学者等が円滑に大会を見学できるよう、見学者の誘導、受付、会場内での引率、競技を見学する前のオリエンテーション、学生ガイドや専門家ガイドへの受け渡しなど、大会見学のサポートを行う見学アテンダントスタッフを配置すること。

b 参加者の募集・広報

- ・予約サイト等の作成、参加者の募集を行うとともに、受付や参加者の決定など必要な連絡を、電子メール等により適宜行うこと。
- ・参加者の募集に当たっては、市町村広報誌、チラシ、Web 広告、SNS 等を活用するなど、効果的な広報及び周知を行うこと。また、県のあいち技能五輪・アビリンピック公式サイト (<https://www.aichi-gorin-abilym.pref.aichi.jp/>) から申込できるようバナー等を作成、掲示すること。

c アテンダントスタッフ配置計画の作成

- ・団体見学者等の人数、見学時間に応じて受付フロー、配置計画、体制図を作成し、必要人数を手配すること。ただし、団体見学者等の人数に応じて複数人で引率するなど、会場内で見学者が安心・安全に大会を見学出来るようにすること。

d 事前準備

- ・大会当日の見学スケジュールや参加証等を作成し、参加者に事前に送付すること。
- ・競技実施スケジュール、競技解説ガイド実施時間等を踏まえ、団体見学者等へ競技解説ガイド、アテンダントスタッフを割り振り、見学ルート、見学スケジュール等を作成すること。
- ・競技解説ツアーの実施に必要なマニュアルを作成し、事前研修を実施すること。
- ・大会当日に必要な機材等（ユニフォーム、ポータブルマイク、引率フラッグ等）や見学者の受付スペースを手配し、大会見学終了後は、撤去すること。なお、受付スペースの設置、撤去は、共催者等関係者、施設管理者と調整の上、実施すること。

e 大会当日の運営・全体管理

- ・競技解説ツアーの状況を把握し、全体管理を行うこと。
- ・競技解説ツアー参加者からの問合せに対応すること。

- ・その他、円滑に大会見学をできるように、必要な調整を行うこと。

f その他

- ・競技解説ツアー参加者全員に傷害保険等の加入手続きを行うとともに、事故等が発生した場合に適切な対応を行うこと。
- ・競技解説ツアー参加者に対してアンケートを実施すること。質問項目は県と調整すること。実施したアンケートは、集計を行うこと。
- ・大会当日の記録用写真を撮影すること。

(エ) 大会見学ガイドブックの作成

a 企画

- ・ファミリー層や小中高生を対象とした大会見学ガイドブックを作成し、会場内の総合インフォメーション等で配布すること。なお、掲載内容は、競技会場のマップ、競技スケジュール、各競技の紹介等を想定しているが、県と調整して決定すること。

b 仕様

- ・A4版、フルカラー、12ページ程度
- ・音声コードを配置し、コード位置が認識できるよう半円の切り込みを入れること

c 部数

- ・10,000部程度

d その他

- ・ガイドブックは県内6会場配布することとし、原則、団体見学者には事前に必要部数を送付すること。送付先及び時期は県と調整を行うこと。
- ・ガイドブックを会場に事前送付する場合は、施設管理者や共催者と調整の上、現地での受け取りや管理を行うこと。

(4) 会場への来場支援

ア 目的

大会見学バスを運行し、ファミリー層を始めとする一般来場者の大会見学を促進するとともに、職業系高校等から会場までの大会見学バスを運行し、次代のモノづくり愛知を支える子どもたちに大会見学の機会を提供する。

イ 日程

2025年10月18日(土)、19日(日)

ウ 規模

大型バス85台程度、ただし、乗車人数によっては、一部中型バスに変更可。

※エ(ア)で40台、(イ)で45台を想定。最終的な台数は、受託後に県と調整すること。

エ 実施内容

(ア) 大会見学バスの運行

a 企画

- ・県内各地と愛知県国際展示場を結ぶ大会見学者用のバスを運行すること。
- ・競技スケジュール等も考慮の上、来場者にとって利便性の向上に繋がるバスの発着地、ルート、運行ダイヤを企画し、県と調整の上、運行すること。

- ・バスの車内において大会関連動画を流すなど、来場者の大会への理解を深め、興味を喚起できるような工夫をすること。なお、大会関連動画は、県が提供する。

b バスの確保、受付、乗降場所及び駐車場の運営

- ・大会見学バスの運行に必要となるバスを確保すること。
- ・大会見学バスは、原則、事前予約制とし、予約サイト等の作成、参加者の募集を行うとともに、受付や乗車証の送付など必要な連絡を電子メール等により、適宜行うこと。
- ・大会見学バスの運行に当たっては、市町村広報誌、チラシ、Web、SNS 等を活用するなど、効果的な広報及び周知を行うこと。また、県のあいち技能五輪・アビリンピック公式サイト (<https://www.aichi-gorin-abilym.pref.aichi.jp/>) から申込できるようバナー等を作成、掲示すること。
- ・バスの乗降場所は、利用者に分かりやすくかつ安全な場所とし、案内看板を設置すること。乗降場所及び案内看板の設置に当たっては、施設管理者や行政機関等と調整の上、必要な申請、届出を行うこと。
- ・案内看板は、大会終了後又は運行終了後、速やかに撤去・処分すること。
- ・必要に応じて、乗降場所や周辺に大会見学バス利用者用の駐車場を手配すること。
- ・乗降場所には、誘導要員を配置すること。

c 大会当日の運営・全体管理

- ・バスの運行状況を把握し、全体管理を行うこと。
- ・その他、円滑に大会見学をできるように、必要な調整を行うこと。

d その他

- ・大会見学バスの運行に当たっては、旅行業法上の取り扱いに留意すること。
- ・損害保険の加入手続きを行うとともに、事故等が発生した場合に適切な対応を行うこと。ただし、バス会社が別に加入している保険でカバーできる場合は、新たに加入する必要はない。
- ・大会見学バスの利用者に対して、アンケートを実施すること。質問項目は、県と調整することとし、大会当日以外に後日実施も可とする。実施したアンケートは、集計を行うこと。
- ・記録用写真を撮影すること。

(イ) 学校等からの団体見学バスの運行

a 企画

- ・事前申込みのあった県内の職業系高校等から愛知県国際展示場までの団体見学バスを運行すること。申込は県がとりまとめ、受託者に提供する。
- ・バスの車内において大会関連動画を流すなど、大会への理解を深め、興味を喚起できるような工夫をすること。なお、大会関連動画は、県が提供する。

b バスの確保、乗降場所、駐車場の運営

- ・団体見学バスの運行に必要となるバスを確保すること。
- ・施設管理者や行政機関等と調整し、バスの運行に必要な申請、届出を行うこと。

c 学校等との調整

- ・団体見学バスを申し込んだ学校等と大会当日の発着時間等やルートなど必要な調整を行うこと。

d 大会当日の運営・全体管理

- ・バスの運行状況を把握し、全体管理を行うこと。
- ・その他、円滑に大会見学をできるように、必要な調整を行うこと。

e その他

- ・団体見学バスの運行に当たっては、旅行業法上の取り扱いに留意すること。
- ・損害保険の加入手続きを行うとともに、事故等が発生した場合に適切な対応を行うこと。ただし、学校等が別に加入している保険でカバーできる場合は、新たに加入する必要はない。
- ・学校等からの見学者に対して、アンケートを実施すること。質問項目は、県と調整することとし、大会当日以外に後日実施も可とする。実施したアンケートは集計を行うこと。
- ・記録用写真を撮影すること。

(5) 見学チラシの作成

ア 目的

主に小中高生や特別支援学校の生徒を対象とする大会チラシを作成し、大会開催をPRすることで、大会見学の促進を図る。

イ 仕様

- ・A4版
- ・表面カラー4色/裏面カラー4色
- ・枚数135,000枚程度

ウ 内容・デザイン

- ・大会名、大会日程、愛知県内の会場と実施競技、会場アクセスなど、大会の概要と大会見学に必要な情報を記載すること。ただし、記載する情報は、県と調整の上、受託者は県の指示に従うこと。また、(3)エ(ウ)及び(4)エ(ア)の内容について記載することも可とする。
- ・大会及び競技の様子やその魅力を伝え、学校関係者や児童・生徒の興味、関心を惹きつけるデザイン、内容とすること。

エ その他

- ・チラシ作成後、県が指定する送付先(県内約1,300カ所)に対し、各送付先の必要枚数を仕分けした上で、発送すること。発送する際は、県が作成する発送案内文を同封するほか、チラシの間に仕切り紙を入れるなど、県の指示に従うこと。
- ・発送時期は8月を想定しているが、詳細は、受託後県と調整すること。
- ・チラシに使用するイラスト、写真、その他の資料は、原則として受託者が作成又は入手し、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこととする。

4 成果品

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 実績報告書	2部
※図面等を除き、A4版縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷	
イ 実績報告書の電子データ	1式
ウ 本仕様書に定める計画書、マニュアル等	1式
エ 記録写真及び関連データ等	1式
オ その他、業務に当たって県が作成を指示した資料	1式

(2) 提出期限

2026年1月30日（金）

(3) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県労働局産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室

5 再委託

業務を第三者に処理させるときは、事前に県と協議すること。

6 留意事項

- ・委託業務の遂行に当たっては、県と緊密な連携の下、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- ・経過については、県に随時報告するものとする。
- ・業務の実施に当たって疑義が生じた場合、または業務遂行上の重要事項の判断に当たっては、県と十分調整の上、その指示又は承認を受けることとする。
- ・その他定めのない事項については、その都度県と協議の上処理するものとする。
- ・実施する業務については、状況の変化により業務内容等に変更があり得るものであることから、変更が生じた場合は、予算の範囲内での実施について、県と協議すること。
- ・個人情報等を取り扱う場合は法規を遵守し、関係者の不利益とならないよう細心の注意を払うこと。また、この業務を通じて知り得た個人情報等を当該業務以外の目的に使用すること、並びに、その個人情報等を委託者の許可なく第三者へ知らしめることは、共に厳しく禁ずる。